

■「次世代住宅ポイント制度の内容について」の変更点について

変更時点	該当ページ	修正前	修正後
2018.12.28	3	①売買契約 2018年12月21日(閣議決定日)から 2020年3月31日 までに締結された売買契約を対象とします。	①売買契約 2018年12月21日(閣議決定日)から 2019年12月20日 までに締結された売買契約を対象とします。
2018.12.28	10	(ガラス交換の1枚あたりのポイント数(大)) 14,000ポイント	(ガラス交換の1枚あたりのポイント数(大)) 7,000ポイント
2018.12.28	10	(ガラス交換の1枚あたりのポイント数(中)) 10,000ポイント	(ガラス交換の1枚あたりのポイント数(中)) 5,000ポイント
2018.12.28	10	(ガラス交換の1枚あたりのポイント数(小)) 4,000ポイント	(ガラス交換の1枚あたりのポイント数(小)) 2,000ポイント
	11	※ 部分断熱の場合の発行ポイント数。『部分断熱』とは、 別紙3 に示す部分断熱の場合の断熱材使用量以上の断熱材を使用する場合をいう。	※ 部分断熱の場合の発行ポイント数。『部分断熱』とは、 別紙4 に示す部分断熱の場合の断熱材使用量以上の断熱材を使用する場合をいう。
2018.12.28	11	(手すりの設置工事のポイント数) 4,000ポイント	(手すりの設置工事のポイント数) 5,000ポイント
2018.12.28	13	なお、具体的な商品については、公募により選定する予定です。	なお、具体的な商品については、公募により選定する予定ですが、 商品券や即時交換(追加的に実施する工事費への充当)は対象外です。
2018.12.28	13	(2)リフォームの完了報告期限 一定規模以上(工事請負契約金額の総額が1,000万円(税込)以上)： 2020年6月30日	(2)リフォームの完了報告期限 一定規模以上(工事請負契約金額の総額が1,000万円(税込)以上)： 2020年9月30日
2018.12.28	27	※1 断熱材の区分については、 別紙2 を参照。	※1 断熱材の区分については、 別紙3 を参照。
2018.12.28	32	(外壁・屋根・天井・床の断熱改修の証明書) 施工証明書★納品書の写し かつ 施工証明書★	吹込み・吹付けの場合 施工証明書★ 上記以外の場合 納品書の写し
2018.12.28	32	インスペクション実施証明書★	インスペクション実施証明書 ※3
2018.12.28	32	証明書類	耐震改修証明書類
2018.12.28	33	—	※3 インスペクション実施証明書は、下記の表の書類のうち1つをご提出下さい。 (表の追加)
2019.1.16	5	② 耐震性のない住宅の建替 耐震性を有しない住宅※を除却した者又は除却する者が行う注文住宅の新築を対象とします。(ただし、2018年12月21日(閣議決定日)以降に除却したものに限る。)	② 耐震性のない住宅の建替 耐震性を有しない住宅※を除却した者又は除却する者が行う注文住宅の新築を対象とします。(ただし、2018年12月21日(閣議決定日)以降に除却し、 完了報告までに除却されたものに限る。)
2019.1.16	6	同上	同上
2019.1.16	6	② 耐震性のない住宅の建替 「(2)新築分譲住宅の購入」と同じ。	② 耐震性のない住宅の建替 耐震性を有しない住宅を除却した者又は除却する者が行う分譲住宅の購入を対象とします。(ただし、2018年12月21日(閣議決定日)以降に除却し、ポイント発行申請までに除却されたものに限る。) ※ 分譲事業者が耐震性を有しない住宅を除却する場合は対象となりません。
2019.1.16	14,18,21	ポイント交換申請	ポイントの 商品 交換申請
2019.1.16	16,18	除却したことを確認した書類(不動産登記 閉鎖事項証明書 等)	除却したことを確認した書類 ※ (不動産登記 閉鎖事項証明書 等) ※ 工事完了前申請までに除却が完了した場合に提出。
2019.1.16	16,18	工事完了前のポイント発行申請を行った場合、完了報告が必要です。完了報告書に添付が必要な書類は、次のA～Cのすべての書類に加え、 家事負担軽減に資する設備を設置した住宅の場合は、Dの書類です。 ＜家事負担軽減に資する設備を設置した住宅の場合＞ D. 対象工事内容等に応じた性能を証明する書類	工事完了前のポイント発行申請を行った場合、完了報告が必要です。完了報告書に添付が必要な書類は、次のA～Cのすべての書類に加え 対象住宅の性能等に応じたD、Eの書類です。 ＜耐震性のない住宅の建替の場合＞ D. 除却したことを確認した書類※(不動産登記 閉鎖事項証明書 等) ※ 工事完了前申請までに除却が完了しなかった場合に提出。 ＜家事負担軽減に資する設備を設置した住宅の場合＞ E. 対象工事内容等に応じた性能を証明する書類
2019.1.16	21	事務局の公募:2019年1月 頃	事務局の公募:2019年1月 9日～30日まで
2019.1.16	30		(表の追加:性能基準(断熱等性能等級4又は一次エネルギー消費量等級4以上)の確認書類に長期優良住宅建築等計画認定通知書、低炭素建築物新築等計画認定通知書、性能向上計画認定通知書を追加)
2019.2.18	8	⑥ 家事負担軽減に資する設備の設置 次の家事負担軽減に資する設備(別紙1の基準を満たすものに限る)の工事を対象とします。	⑥ 家事負担軽減に資する設備の設置 次の家事負担軽減に資する設備(別紙1の基準を満たすものに限る)の 設置する 工事を対象とします。
2019.2.18	9	1戸あたりの発行ポイント数は、対象住宅の性能等に応じて、次の(2)①～③におけるポイント数の合計とし、上限を350,000ポイントとします。なお、 1戸あたりの合計ポイント数が20,000ポイント未満の場合はポイント発行申請できません。	1戸あたりの発行ポイント数は、対象住宅の性能等に応じて、次の(2)①～③におけるポイント数の合計とし、上限を350,000ポイントとします。なお、 1申請あたりの合計ポイント数が20,000ポイント未満の場合はポイント発行申請できません。
2019.2.18	10	(1)発行ポイント数の上限等 1戸あたりの発行ポイント数は、対象となるリフォーム工事等に応じて、次の(2)①～⑩におけるポイント数の合計とし、リフォームを行う世帯の属性及び既存住宅購入の有無に応じて、下表に示すポイント数を限度とします。なお、 1戸あたりの合計ポイント数が20,000ポイント未満の場合はポイント発行申請できません。	(1)発行ポイント数の上限等 1戸あたりの発行ポイント数は、対象となるリフォーム工事等に応じて、次の(2)①～⑩におけるポイント数の合計とし、リフォームを行う世帯の属性及び既存住宅購入の有無に応じて、下表に示すポイント数を限度とします。なお、 1申請あたりの合計ポイント数が20,000ポイント未満の場合はポイント発行申請できません。

2019.2.18	12	※ ポイント発行申請の締め切りは、予算の執行状況に応じて公表します。(ただし、遅くとも2020年3月末までに締め切ります。)	※ ポイント発行申請の締め切りは、予算の執行状況に応じて公表します。(ただし、遅くとも2020年3月末までに締め切ります。)なお、予算枠として新築は1,032億円、リフォームは268億円の枠を設定しています。
2019.2.18	21	Ⅶ. 問い合わせ先 事務局決定後に専用のコールセンターを開設する予定です。それまでの期間は、以下においても問い合わせをお受けします。 国土交通省住宅局住宅生産課 電話番号 03-5253-8111(代表) 03-5253-8134(直通) 03-5253-8511(直通) 受付時間 9:30～18:15(土・日・祝日・年末年始を除く) ※通話料がかかります	Ⅶ. 問い合わせ先 次世代住宅ポイント事務局 ホームページ https://www.jisedai-points.jp 次世代住宅ポイント事務局 コールセンター 電話番号 0570-001-339(ナビダイヤル) (IP電話等からのご利用 042-303-1553) 受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日を含む) ※2019年2月末までは平日のみの受付
2019.2.18	21	Ⅷ. 今後の予定 ・事務局の公募:2019年1月9日～30日まで ・事務局の開設:2019年2月頃 ・制度説明会:2019年2月頃 ・対象となる建材・設備の公募:準備が整い次第 ・交換商品の公募:準備が整い次第 ・ポイント発行申請:2019年6月頃 ・ポイントの商品交換申請:2019年10月頃	Ⅷ. 今後の予定 ・事務局の公募:2019年1月9日～30日まで ・事務局の開設:2019年2月18日 ・制度説明会:2019年2月1日～3月14日 ・対象となる建材・設備の公募:準備が整い次第 ・交換商品の公募:準備が整い次第 ・ポイント発行申請:2019年6月頃 ・ポイントの商品交換申請:2019年10月頃
2019.2.18	22	掃除しやすいレンジフード 次の(1)～(3)のすべてを満たすものであること。 (1)電気用品安全法に規定する「換気扇」であること。 (2)レンジフードのファンの形態が「遠心送風機型」であること。 (3)次のa)～d)のいずれかの部品を備えている場合にそのすべてが①又は②の仕様構造になっていること。 a)整流板 b)グリスフィルター c)ファン d)油受け皿 ① 工具を使用することなく、使用者が着脱可能であることで、洗い掃除を可能としているもの。 ② レンジフードの清掃の際、水(ぬるま湯)や台所用洗剤によって、油煙汚れを除去し易くする目的で、「はつ油(性)処理」※1、「親水(性)処理」※2又は「ホーロー(珪瑯)処理」※3のいずれかの表面処理を施したものの。	掃除しやすいレンジフード 次の(1)～(3)のすべてを満たすものであること。 (1)電気用品安全法に規定する「換気扇」であること。 (2)レンジフードのファンの形態が「遠心送風機型」であること。 (3)次のa)～d)のいずれかの部品を備えている場合にそのすべて※1が①又は②の仕様構造になっていること。 a)整流板 b)グリスフィルター c)ファン d)油受け皿 ① 工具を使用することなく、使用者が着脱可能であることで、洗い掃除を可能としているもの。 ② レンジフードの清掃の際、水(ぬるま湯)や台所用洗剤によって、油煙汚れを除去し易くする目的で、「はつ油(性)処理」※2、「親水(性)処理」※3又は「ホーロー(珪瑯)処理」※4のいずれかの表面処理を施したものの。
2019.2.18	22	掃除しやすいトイレ 次の(1)～(3)のいずれかを満たす節水型トイレ(別紙5に規定するもの)であること。 (1)総高さ700mm以下に低く抑えていること。 (2)背面にキャビネット(造作されたものを除く。)を備え、洗浄タンクを内包していること。 (3)便器ボウル内を除菌※4する機能を備えていること。	掃除しやすいトイレ 次の(1)～(3)のいずれかを満たす節水型トイレ(別紙5に規定するもの)であること。 (1)総高さ700mm以下に低く抑えていること。 (2)背面にキャビネット(造作されたものを除く。)を備え、洗浄タンクを内包していること。 (3)便器ボウル内を除菌※5する機能を備えていること。
2019.2.18	23	※1 はつ油(性)処理とは、油分をはじくことで、表面に付着しにくい特徴を有した表面処理をいう。 ※2 親水(性)処理とは、水となじむ(親和する)ことで、付着した油分を浮かび上げさせて、汚れを落とし易くする特徴を有した表面処理をいう。 ※3 ホーロー(珪瑯)処理とは、表面のガラス質により、表面の平滑性、稠密性が向上することで、油分が染み込まず、落とし易くなる特徴を有した表面処理をいう。 ※4 第三者機関により、99%以上の除菌性能が評価されていること。ただし、便器ボウル表面の加工技術のみによるものは除く。	※1 機械的構造により、油煙汚れが付着しにくい部品を除く。 ※2 はつ油(性)処理とは、油分をはじくことで、表面に付着しにくい特徴を有した表面処理をいう。 ※3 親水(性)処理とは、水となじむ(親和する)ことで、付着した油分を浮かび上げさせて、汚れを落とし易くする特徴を有した表面処理をいう。 ※4 ホーロー(珪瑯)処理とは、表面のガラス質により、表面の平滑性、稠密性が向上することで、油分が染み込まず、落とし易くなる特徴を有した表面処理をいう。 ※5 第三者機関により、99%以上の除菌性能が評価されていること。ただし、便器ボウル表面の加工技術のみによるものは除く。
2019.2.18	32	節水型トイレの設置 性能証明書★	節水型トイレの設置 対象製品証明書★(納品書を添付)
2019.2.18	32	高効率給湯機の設置 性能証明書★	高効率給湯機の設置 対象製品証明書★(納品書を添付)
2019.2.18	32	節湯水栓の設置 性能証明書★	節湯水栓の設置 対象製品証明書★(納品書を添付)
2019.2.18	32	耐震改修工事 耐震改修証明書※2	耐震改修工事 耐震改修証明書※3
2019.2.18	32	ビルトイン食器洗機 性能証明書★	ビルトイン食器洗機 対象製品証明書★(納品書を添付)
2019.2.18	32	掃除しやすいレンジフード 性能証明書★	掃除しやすいレンジフード 対象製品証明書★(納品書を添付)
2019.2.18	32	ビルトイン自動調理対応コンロ 性能証明書★	ビルトイン自動調理対応コンロ 対象製品証明書★(納品書を添付)

2019.2.18	32	浴室乾燥機 性能証明書★	浴室乾燥機 対象製品証明書★(納品書を添付)
2019.2.18	32	掃除しやすいトイレ 性能証明書★	掃除しやすいトイレ 対象製品証明書★(納品書を添付)
2019.2.18	32	浴室乾燥機 性能証明書★	浴室乾燥機 対象製品証明書★(納品書を添付)
2019.2.18	32	インスペクションの実施 インスペクション実施証明書※3	インスペクションの実施 インスペクション実施証明書※4
2019.2.18	33	※1 ★が付された書類は、本制度実施のために新たに定められるものであり、詳細は今後公表します。 ※2 耐震改修証明書は、下記の表の書類の内1つをご提出下さい。 ※3 インスペクション実施証明書は、下記の表の書類のうち1つをご提出下さい。	※1 ★が付された書類は、本制度実施のために新たに定められるものであり、詳細は今後公表します。 ※2 対象製品証明書に添付する納品書は、納入者や納入先、対象製品型番等が記載されたもので、対象製品の納入者(メーカー、流通事業者、販売会社、販売店など)が発行する書類です。 ※3 耐震改修証明書は、下記の表の書類の内1つをご提出下さい。 ※4 インスペクション実施証明書は、下記の表の書類のうち1つをご提出下さい。
2019.4.1	全体		西暦(和暦)表記に変更
2019.4.1	3	(4)リフォーム ①工事請負契約 2019年4月1日から2020年3月31日までに締結された工事請負契約を対象とします。 ただし、2018年12月21日(閣議決定日)～2019年3月31日までの工事請負契約であっても、2019年10月1日以降に工事に着手するものは対象とします。	(4)リフォーム ①工事請負契約 2019年4月1日から2020年3月31日までに締結された工事請負契約を対象とします。 ただし、2018年12月21日(閣議決定日)～2019年3月31日までに締結された工事請負契約であっても、2019年10月1日以降に工事に着手するものは対象とします。
2019.4.1	5	Ⅱ. 対象住宅の性能等 ※本制度と補助対象が重複する新築工事、リフォーム工事に対する補助制度との併用は原則としてできません。詳細については、国土交通省のHPIにて後日公表します。	Ⅱ. 対象住宅の性能等 ※ 原則として、本制度と補助対象が重複する国の他の補助制度との併用はできません。なお、地方公共団体の補助制度については、国費が充当されているものを除き、併用可能です。具体的な内容は、別紙9の通りです。
2019.4.1	9	③ 家事負担軽減に資する設備を設置した住宅 下表に掲げる住宅設備について、その設置台数によらず、設置を行った設備の種類に応じたポイント数の合計を発行します。 ただし、宅配ボックスについては、各住戸専用のものに限り。	③ 家事負担軽減に資する設備を設置した住宅 下表に掲げる住宅設備について、その設置台数によらず、設置を行った設備の種類に応じたポイント数の合計を発行します。 ただし、宅配ボックスについては、各住戸専用のもので、他の住戸用のボックスと一体となっていないものに限り。
2019.4.1	12	⑥家事負担軽減に資する設備の設置 宅配ボックス 住戸専用の場合	⑥家事負担軽減に資する設備の設置 宅配ボックス 住戸専用※2の場合 ※2 他の住戸用のボックスと一体となっていないものに限り。
2019.4.1	13	1. ポイント発行申請 ポイント発行申請期間 : 2019年6月頃 (別途公表します) ※ ポイント発行申請の開始日は、予算成立後に事務局(公募により、選定する予定。)の体制が整い次第決定します。	1. ポイント発行申請 ポイント発行申請期間 : 2019年6月3日(予定)～ ※ ポイント発行申請の開始日は、事務局の体制が整い次第決定します。
2019.4.1	13	なし	分譲事業者によるポイント予約申請は、販売開始前の住宅に限り。販売開始後のものは予約申請できません。また、分譲事業者によるポイント予約申請を行った住宅のポイント発行申請は、ポイント予約申請を行った分譲事業者の代理申請により行う必要があります。 ポイント予約申請期間:2019年6月3日～2019年12月31日(予定)
2019.4.1	16	(1)注文住宅の新築 ②工事完了前申請 C. 工事施工者が発行する工事内容証明書(指定の様式)	(1)注文住宅の新築 ②工事完了前申請 C. 工事施工者が発行する工事計画書(指定の様式)
2019.4.1	17.18	(2)新築分譲住宅の購入 ①工事完了後申請 C. 工事施工者が発行する工事証明書(指定の様式) ②工事完了前申請 C. 工事施工者が発行する工事内容証明書(指定の様式) 《完了報告》 B. 工事施工者が発行する工事証明書(指定の様式)	(2)新築分譲住宅の購入 ①工事完了後申請 C. 分譲事業者が発行する販売内容証明書(指定の様式) ②工事完了前申請 C. 分譲事業者が発行する販売内容計画書(指定の様式) 《完了報告》 B. 分譲事業者が発行する販売内容証明書(指定の様式)

2019.4.1	18	③分譲事業者によるポイント予約申請 予約申請は、「①一定の性能を有する住宅」に該当する住宅について行うことができます。「②耐震性のない住宅の建替え」、「③家事負担軽減に資する設備を設置した住宅」のみに該当する住宅では行うことはできません。 分譲事業者がポイント予約申請を行う場合、申請書に添付が必要な書類は、次のA～Eの全ての書類です。なお、分譲事業者によるポイント予約のみでは、ポイントの発行を受けることはできません。売買契約締結後に所有者となる方が「(2)新築分譲住宅の購入」のポイント発行申請を行うことでポイントの商品交換申請が可能になります。 A. 工事請負契約書の写し B. 建築基準法に基づく「確認済証」の写し C. 申請者の本人確認書類(商業法人登記の写し等) D. 工事施工者が発行する工事内容証明書(指定の様式) E. 本制度の対象であることを証明する住宅証明書等※の写し ※ 別紙7参照。	③分譲事業者によるポイント予約申請 予約申請は、「①一定の性能を有する住宅」に該当する住宅について行うことができます。「②耐震性のない住宅の建替え」、「③家事負担軽減に資する設備を設置した住宅」のみに該当する住宅では行うことはできません。 分譲事業者がポイント予約申請を行う場合、申請書に添付が必要な書類は、次のA～Eの全ての書類です。なお、分譲事業者によるポイント予約のみでは、ポイントの発行を受けることはできません。売買契約締結後に所有者となる方がポイント予約申請を行った分譲事業者の代理申請により「(2)新築分譲住宅の購入」のポイント発行申請を行うことでポイントの商品交換申請が可能になります。 【必須】 A. 工事請負契約書の写し B. 建築基準法に基づく「確認済証」の写し C. 申請者の本人確認書類(商業法人登記の写し等) D. 分譲事業者が発行する建築内容計画書(指定の様式) E. 本制度の対象であることを証明する住宅証明書等※の写し ※ 別紙7参照。
2019.4.1	19	(3)新築分譲住宅の購入(完成済分譲住宅タイプ) ①工事完了後申請 C. 工事施工者が発行する工事証明書(指定の様式)	(3)新築分譲住宅の購入(完成済分譲住宅タイプ) ①工事完了後申請 C. 分譲事業者が発行する販売内容証明書(指定の様式)
2019.4.1	19,20	(4)リフォーム ①工事完了後申請 C. 工事施工者が発行する工事証明書(指定の様式) ②工事完了前申請(1,000万円(税込)以上の工事に限る) B. 工事施工者が発行する工事内容証明書(指定の様式) <40歳未満の世帯の場合> E. 住民票の写し(申請者のみ) 《完了報告》 B. 工事施工者が発行する工事証明書(指定の様式)	(4)リフォーム ①工事完了後申請 C. 工事施工者が発行するリフォーム工事証明書(指定の様式) ②工事完了前申請(1,000万円(税込)以上の工事に限る) B. 工事施工者が発行するリフォーム工事計画書(指定の様式) <40歳未満の世帯の場合> 追加で提出する書類はありません。 《完了報告》 B. 工事施工者が発行するリフォーム工事証明書(指定の様式) 【追加】 <40歳未満の世帯の場合> <既存住宅購入を伴う場合> C. 住民票の写し(申請者のみ)
2019.4.1	20	3. 提出先 各申請書類は、別途公募により選定する事務局に対して行うものとします。 詳細については、後日公表します。	3. 提出先 各申請書類は、次世代住宅ポイント事務局に対して行うものとします。 詳細については、後日公表します。
2019.4.1	21	Ⅷ. 今後の予定 ・事務局の公募: 2019年1月9日～30日まで ・事務局の開設: 2019年2月18日 ・制度説明会: 2019年2月1日～3月14日 ・対象となる建材・設備の公募: 準備が整い次第 ・交換商品の公募: 準備が整い次第 ・ポイント発行申請: 2019年6月頃 ・ポイントの商品交換申請: 2019年10月頃	Ⅷ. 今後の予定 ・事務局の公募: 2019年1月9日～30日まで ・事務局の開設: 2019年2月18日 ・制度説明会: 2019年2月1日～3月14日 ・対象となる建材・設備の公募: 2019年3月8日～ ・交換商品の公募: 2019年4月頃 ・ポイント発行申請: 2019年6月3日(予定)～ ・ポイントの商品交換申請: 2019年10月頃
2019.4.1	34	なし	(別紙9)補助金の併用について